

令和6年度 神戸大学法学部編入学試験問題

令和5年10月28日実施

論文（法学概論）

民法3条1項は、自然人（個人）の権利能力に関して、「私権の享有は、出生に始まる」、と定めている。これに対して、民法33条1項は、「法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない」、と規定している。また、同条2項は「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる」、と規定している。さらに、民法34条は、法人の能力につき、「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」、と定めている。

- (1) あらゆる自然人に権利能力が認められていることの意義について説明しなさい。
- (2) 自然人と別に「法人」に権利能力を認めることがなぜ社会にとって有用なのか、あなたの考えを述べなさい。
- (3) 裁判において、法人に、憲法上の権利（例えば、表現の自由）を主張する適格を認めることが望ましいか否か、あなたの考えをその理由とともに述べなさい。

令和6年度 神戸大学法学部編入学試験問題

令和5年10月28日実施

論文（一般教養）

以下の文章は、グローバル化に関するトーマス・フリードマン著『フラット化する世界』（原著2005年刊）の一節である。

- (1) これを読んで「グローバリゼーション3.0」を体現していると思われる事例を、①経済、②政治、③文化、の3つの分野でそれぞれ挙げ、その内容を説明するとともに、そう考えられる理由を述べなさい（必ず①、②、③を付して記入すること）。
- (2) グローバル化による世界のフラット化を阻むと考えられる要因を2つ挙げ、その理由を説明しなさい。
- (3) 今日はグローバル化の「終焉」や「巻き戻し」が指摘されているが、なぜそのような指摘がされているのか簡単に述べなさい。

